

◎白山市における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）一覧表

番号	根拠法令 (地方税法)	制度の概要	特例対象となる資産	取得時期	特例割合 (適用期間)
1	第349条の3 第27項	「児童福祉法」に規定する家庭的保育事業者が当該事業の用に供する家屋及び償却資産	直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	H29. 4. 1以降	1／2 (期限なし)
2	第349条の3 第28項	「児童福祉法」に規定する居宅訪問型保育事業者が当該事業の用に供する家屋及び償却資産	直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	H29. 4. 1以降	1／2 (期限なし)
3	第349条の3 第29項	「児童福祉法」に規定する事業所内保育事業者（利用定員が1人以上5人以下）が当該事業の用に供する家屋及び償却資産	直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	H29. 4. 1以降	1／2 (期限なし)
4	附則第15条 第2項第1号	「水質汚濁防止法」に規定する汚水又は廃液の処理施設（償却資産）	特定施設等を設置する工場又は汚水又は廃液処理施設	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	1／2 (期限なし)
5	附則第15条 第2項第5号	「下水道法」に規定する公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設（償却資産）	公共下水道事業者が設置した除害施設	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	4／5 (期限なし)
6	附則第15条 第21項	「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波対策の用に供する償却資産	「津波防災地域づくりに関する法律」の規定による推進計画に基づき取得・改良された津波対策の用に供する償却資産	H28. 4. 1～ R10. 3. 31	1／2 (4年間)
7	附則第15条 第22項第1号	「津波防災地域づくりに関する法律」の推進計画に基づき取得又は改良された津波対策の用に供する家屋	警戒区域内にある指定避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分	H30. 4. 1～ R9. 3. 31	2／3 (5年間)
8	法附則第15条 第22項第2号		警戒区域内に存する施設であり、協定に定められた協定避難用部分		1／2 (5年間)
9	附則第15条 第22項第3号		警戒区域内に建設予定又は建設中の施設であり、協定に定められた協定避難用部分		1／2 (5年間)
10	附則第15条 第23項第1号	「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき管理協定が締結された津波避難施設（償却資産）	指定避難施設等に附属する償却資産	H30. 4. 1～ R9. 3. 31	2／3 (5年間)
11	附則第15条 第23項第2号		協定避難施設等に附属する償却資産		1／2 (5年間)
12	附則第15条 第25項第1号	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に規定する認定発電設備（償却資産）	イ 太陽光発電設備（認定発電設備以外で再生可能エネルギー事業者支援事業 費補助金を受けているもの） （出力 1,000kw未満）	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	2／3 (3年間)
13			ロ 風力発電設備（認定発電設備） （出力 20kw以上）		
14			ハ 地熱発電設備（認定発電設備） （出力 1,000kw未満）		
15			ニ バイオマス発電設備（認定発電設備） （出力 10,000kw以上、 20,000kw未満）		
16	附則第15条 第25項第2号		バイオマス発電設備（認定発電施設） （出力 10,000kw以上、20,000kw未満のうち、一般木質・農作物残さ区分に該当するもの）	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	6／7 (3年間)
17	附則第15条 第25項第3号		イ 太陽光発電設備（認定発電設備以外で再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けているもの） （出力 1,000kw以上）	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	3／4 (3年間)
18			ロ 風力発電設備（認定発電設備） （出力 20kw未満）		
19			ハ 水力発電設備（認定発電設備） （出力 5,000kw以上）		
20	附則第15条 第25項第4号		イ 水力発電設備（認定発電設備） （出力 5,000kw未満）	R6. 4. 1～ R8. 3. 31	1／2 (3年間)
21			ロ 地熱発電設備（認定発電設備） （出力 1,000kw以上）		
22			ハ バイオマス発電設備（認定発電設備） （出力 10,000kw未満）		
23	附則第15条 第32項	緑地保全・緑化推進法人が「都市緑地法」に規定する認定計画に基づき設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	市民緑地の用に供する土地	H29. 6. 15～ R9. 3. 31	2／3 (3年間)
24	附則第15条 第40項	「特定都市河川浸水被害対策法」や「下水道法」に規定する認定計画に基づき設置した一定の雨水貯留浸透施設（償却資産）	特定都市河川流域及び浸水被害対策区域において、認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設	R3. 11. 1～ R9. 3. 31	1／3 (3年間)
25	附則第15条 の8第2項	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	H27. 4. 1～ R9. 3. 31	2／3 (5年間)
26	附則第15条 の9の3第1項	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に規定する長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンション（家屋）	長寿命化工事を過去に1回以上実施し、築後20年以上経過している10戸以上のマンション	R5. 4. 1～ R9. 3. 31	1／3 (1年間)